

令和4年度玉川村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、本村における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため定める。

2. 定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

玉川村において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設等とする。

4. 調達方針の担当部署

この方針の担当部署は総務課とし、情報の提供等の庶務一般事務等については健康福祉課とする。

5. 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 情報の提供

健康福祉課は、障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、総務課及び各課等にその情報を提供する。

(2) 優先調達の周知

総務課は、障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各課等に対し周知する。

(3) 優先調達

各課等は、障害者就労施設等からの調達について検討し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

6. 物品等の調達の目標

物品及び役務の調達額の合計が、調達目標額を上回ることを目標とする。

(1) 物品

記念品、食料品、縫製品、美術・工芸品、紙製品、小物雑貨、その他

(2) 役務

建物の清掃、除草、郵便物発送業務、施設管理、その他

(3) 調達目標額

区分	種別	調達目標
物 品	記念品、食料品、縫製品、その他	500 千円
役 務	建物の清掃、除草等、その他	
	合 計	500 千円

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本村における毎年度の障害者就労施設からの物品等の調達方針を作成したときは、
村ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、村ホームページ等
により、速やかに公表する。

8. その他

- (1) 村と業務委託契約を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、
施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (2) 職員等の私的購入等における配慮について、庁舎内等での販売の受入を積極的に行
い、職員等個々人としても積極的に購入するよう心掛ける。